

地域維持型業務総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、土木部が執行する維持管理業務に係る地域維持総合評価落札方式による一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という）第167条の10の2の規定により、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、価格と技術の両面から最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者とする方式をいう。以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務等)

第2 この要領の対象となる業務は、業務を包括契約又は複数年契約、共同受注により発注する課（室）、地方機関又は出先機関の長が必要と認めた業務（以下「対象業務」という。）とする。

(落札者決定基準の設定)

第3 業務担当課等の長は、対象業務の落札者決定基準を定めようとするときは、落札者決定基準を定める際の留意すべき事項に関し、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 業務担当課等の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者から意見を聴く必要があるかどうかについても意見を聴くものとする。

3 業務担当課等の長は、前項の規定による意見聴取の結果を物品調達等競争入札委員会設置要領（平成20年4月1日施行。以下「入札委員会設置要領」という。）に定める物品調達等競争入札委員会設置要領（以下「入札委員会」という。）の審議に付し、入札委員会は、対象業務の落札者決定基準を定めるものとする。

4 落札者決定基準は、価格以外の評価項目（以下「評価項目」という。）及び評価基準の設定、評価の方法並びに落札者の決定方法を定めるものとする。

(評価点)

第4 総合評価落札方式における評価点は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。

(1) 総合評価点 価格評価点に価格以外の評価点を加えた評価点

(2) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点

(3) 価格以外の評価点 入札参加者の業務成績や技術提案等から算定した評価点

(評価項目及び評価基準の設定)

第5 業務担当課等の長は、対象業務に係る目的、精度、技術等に関し当該対象業務の目的や内容に応じて、入札実施の際に評価の対象とする評価項目及び評価基準を設定するものとする。

2 業務担当課等の長は、評価項目の設定に当たっては、特定の要素のみが評価対象とならないように公平性の確保に配慮するものとする。

(評価点の設定)

第6 業務担当課等の長は、予定価格に対する入札価格の割合に応じて配分した点数を価

格評価点として設定するものとする。

- 2 業務担当課等の長は、業務の内容や難易度に応じて、第5で設定した評価項目ごとに配分した点数を価格以外の評価点として設定するものとする。

(評価方法)

- 第7 業務担当課等の長は、第6で設定した価格評価点及び価格以外の評価点に基づき総合評価を行うものとする。

(評価の手順)

- 第8 入札執行者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者について、業務担当課等の長に報告するものとする。

- (1) 入札公告に定めた入札参加資格（登録業種，登録等級及び事業所の所在地条件に限る。）について、入札者全員の審査を行い全ての条件を満たしている者。
- (2) 入札価格が予定価格を超えない者。

- 2 業務担当課等の長は、前項各号の要件を全て満たす者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者を対象に総合評価を行うものとする。

- (1) 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料（以下「総合評価技術資料」という。）を提出した者。ただし、総合評価技術資料に記載がないものは除く。
- (2) 入札価格が調査基準価格を下回った入札で、「履行能力確認調査における数値的判断基準」（平成17年4月1日施行。以下「数値的判断基準」という。）で落札不相当と判定されなかった者。この場合において、数値的判断基準第1項第1号に規定する調査対象者は、調査基準価格を下回った入札を行った者とし、数値的判断基準を適用するに当たっては、それぞれの入札価格より低額な入札を行った者を落札者としなかったものとして適用するものとする。

- 3 価格以外の評価点は、入札者から提出された総合評価技術資料に基づき算出するものとする。

- 4 入札執行者は、第1項及び第2項で総合評価の対象とならなかった者に対して、速やかに不適合の旨を通知するものとする。

(落札者の決定方法)

- 第9 落札候補者は、総合評価を行った結果、総合評価点が最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者（以下「同点者」という。）が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。

- 2 前項の落札候補者について、入札執行者にあつては第8第1項第1号以外の入札参加資格の、業務担当課等の長にあつては総合評価技術資料の確認を行うものとする。

- 3 入札執行者は、前項の確認の結果、落札者として適当と認める場合は、落札者とみなす。

- 4 入札執行者は、第2項の確認の結果、落札候補者を落札者として不適当とした場合は、当該落札候補者に対して、速やかに不適合の旨を通知する。

- 5 前項の場合において、入札執行者及び業務担当課等の長は、適格者が確認できるま

で、前項の落札候補者を除き総合評価点が最も高い者から順次第2項の確認を行うものとする。

6 業務担当課等の長は、第3第2項の意見聴取の結果、学識経験者から改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

7 業務担当課等の長は、前項の規定による意見聴取の結果を入札委員会の審議に付し、入札執行者は、入札委員会の審議の結果を踏まえて、落札者を決定するものとする。ただし、前項以外の場合において入札委員会設置要領第2条第3号及び第4号に該当しないときは、入札委員会の審議を要さないものとし、入札執行者が落札者を決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第10 入札執行者は、入札公告において別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項について周知するものとする。

- (1) 当該業務が総合評価落札方式であること。
- (2) 入札参加者の価格以外の評価を行うため、総合評価技術資料を提出すること。
- (3) 価格以外の評価点に関する評価項目及びその配点。
- (4) 落札者の決定基準及び決定方法。
- (5) 総合評価技術資料の内容に対して確認の必要があると認められる場合、配置管理技術者に対しヒアリングを実施すること。
- (6) その他必要と認める事項

(入札時に必要な書類)

第11 電子入札の場合、入札参加者は、電子入札システムにより入札書の添付書類として、第10の総合評価技術資料を添付して提出するものとする。

2 紙入札の場合、入札参加者は、第10の総合評価技術資料を入札後審査方式一般競争入札(ダイレクト型)実施要領(平成16年4月1日施行)第9第2項の規定により提出するものとする。

3 既に提出した総合評価技術資料の訂正、差換え及び再提出は認めないものとする。

(入札の無効)

第12 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 指定した期日までに総合評価技術資料の提出がない入札。
- (2) 総合評価技術資料に記載がない入札。
- (3) 総合評価技術資料に虚偽の記載等をした入札。

(総合評価技術資料の取扱方法)

第13 入札参加者から提出された総合評価技術資料は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 入札参加の資格審査、評価以外には使用しない。ただし、当該総合評価技術資料を提出した者から承諾を得た場合を除く。
- (2) 返却及び公表は原則として行わない。

(書類の作成費用)

第14 入札参加者が総合評価技術資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第15 自治令第167条の15の規定に基づく監督職員及び検査職員（以下「監督職員等」という。）は、総合評価技術資料で提出した内容が履行できなかつた場合、将来的には成績調書での減点を行い、業務の適正な履行の確保及び履行の評価を行うものとするが、当分の間、確認のみとする。

2 監督職員等は、業務の監督及び検査に当たって、総合評価技術資料で提出した内容の履行状況を確認するものとする。

3 自然災害等の不可抗力による場合を除き、総合評価技術資料の業務計画によることが困難で業務委託料が増額する場合であっても、設計変更等は原則行わないものとする。

(秘密の保持)

第16 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

2 学識経験者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(入札結果の公表)

第17 入札執行者は、総合評価落札方式により落札決定した場合には、入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）に基づき公表するものとする。

2 公表資料には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を行う理由
- (2) 価格点、価格以外の評価点、総合評価点
- (3) 落札者とした理由

(その他)

第18 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月15日から施行する。